

小川町から転出される皆様へ

新住所地に住み始めてから14日以内に、新住所地の市区町村役所に転入届の手続きをしてください。

転入届に必要なもの(詳しくは新住所地の市区町村にご確認ください。)

① 転出証明書(マイナンバーカード)

② 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、在留カード、健康保険資格確認証、年金手帳)等

▼関連する主な手続き▼該当する場合は次の手続きも必要となります▼

《 役場庁舎1階 》

課名	手続き場所	項目	手続き対象者	手続き内容 注意事項	手続きに必要な持ち物	
町民課	1 階 ③番	印鑑登録	印鑑登録をしていた方	印鑑登録証の返却	印鑑登録証	
		マイナンバーカード 電子証明書	マイナンバーカードをお持ちの方	次の条件で転入届出及びカード継続手続きが必要です。 (1) 転出予定日から 30 日以内の転入届 (2) 住み始めた日から 14 日以内の転入届 (3) 転入届出後 90 日以内のカード継続手続き 一つでも期日が過ぎてしまうとカード廃止となります。必ず期日内に転入届出及びカード継続手続きをしてください。		
		本人通知登録制度	本人通知登録をしていた方	転出と同時に廃止されます。除票等を登録する場合は再度申請が必要。	免許証等の本人確認書類（委任状必要な場合あり）	
		国民健康保険 後期高齢者医療保険	国民健康保険又は後期高齢者医療保険の加入者で、転出する方及び同一世帯の方	資格喪失の届出及び資格確認書等の返却	国民健康保険・後期高齢者医療資格確認書（又は資格情報のお知らせ）・限度額認定証・特定疾病療養費受療証	
健康福祉課	1 階 ②番	障害者手帳 自立支援医療	障害者手帳・自立支援医療に該当の方	健康福祉課福祉グループへご確認ください。	【必要に応じて】障害者手帳（身体・療育・精神）・自立支援医療受給者証・印鑑・重度心身障害者医療費受給者証・障害福祉サービス受給者証・生活サポート券未使用分・福祉タクシー券未使用分	
介護保険資格喪失届		介護保険被保険者証をお持ちの方（介護福祉施設等に転出する場合を除く）	資格喪失の届出及び介護保険被保険者証等の返却	介護保険被保険者証・介護保険負担割合証（お持ちの方）・介護保険負担限度額認定証（お持ちの方）		
介護保険		介護保険被保険者証をお持ちの方で介護福祉施設等に転出する方	資格異動の届出及び介護保険被保険者証等の住所書換え ※住所書換え後、郵送			

◆国外へ転出される方が帰国後、転入届出をする際に必要なもの◆

◇パスポート(入国時に自動化ゲートを利用され、パスポートに入国日のわかるスタンプがない場合は、航空会社の半券などの入国日がわかるもの)◇戸籍謄本及び戸籍の附票(小川町が本籍地でない方のみ)◇認印◇個人番号カード◇外国人の方は在留カードまたは特別永住者証及びパスポート

《 役場庁舎1階 》

課名	手続き場所	項目	手続き対象者	手続き内容 注意事項	手続きに必要な持ち物
税務課	1階 ⑤番	軽自動車	軽自動車・原動機付自転車・ 小型特殊自動車（農耕用）・ 二輪（バイク）をお持ちの方	名義（住所）変更・廃車等の手続き	税務課住民税担当へご確認ください。
		各税目	海外へ転出する方	納税管理人の設定	税務課住民税または資産税担当へご確認ください。
上下水道課	1階 ④番	農業集落排水 公共下水道	井戸水を公共下水道・農業 集落排水に排水している方	井戸水の排除量認定の変更手続き	
		水道	水道を止める必要がある方	水道使用中止届の提出	

《 役場庁舎2階 》

課名	手続き場所	項目	手続き対象者	手続き内容 注意事項	手続きに必要な持ち物
都市政策課	2階 ⑤番	デマンドタクシー	デマンドタクシーの利用者 登録をしていた方	登録者証（黄色いカード）の返却	小川町デマンドタクシー登録者証（黄色）
環境農林課	2階 ⑦番	犬の鑑札	犬を飼っている方	小川町での手続きはありません。鑑札をもって新しい市区町村で手続きを行ってください。	
総務課	2階 ①番	在外選挙	海外に転出する方で、海外で日本の国政選挙の投票を希望する方 ※登録資格については、選挙管理委員会にお問い合わせください。	転出届提出後、選挙管理委員会の窓口で申請。※出国後に在外公館等に申請する方法もあります。	申請者の免許証等の本人確認書類

《 役場庁舎3階 》

課名	手続き場所	項目	手続き対象者	手続き内容 注意事項	手続きに必要な持ち物
学校教育課	3階 ③番	就学	小・中学校に在籍する 児童生徒及び保護者が 転出する場合	転入先教育委員会で転入学の手続きをしてください。	小川町での在籍校で、在籍証明書、教科用図書給与証明書を取得してください。
		就学援助		転入先でも就学援助を希望される場合は、転入先の教育委員会で手続きをしてください。	転入先教育委員会にお問合せください。
		就学	引き続き小川町の小・中学校に就学を希望する方	区域外就学願 ※基準があります。	学校教育課にご相談ください。

埼玉県比企郡小川町大字大塚55番地 小川町役場 0493-72-1221（代表）

子育て支援(ココット)・長生き支援課(パトリアおがわ)での手続きは裏面をご覧ください。 R8.8 版

《 庁舎外 》

課名	手続き場 所	項目	手続き対象者	手続き内容 注意事項	手続きに必要な持ち物
子育て 支援課	子育て総合 センター ココット 小川町 大字角山 133 番地	保育園	保育園に在園している方	支給認定の変更申 請書 保育園退園手続き	小川町こども医療費受給資格証
		こども医療費	こども医療費の対象者（満 18歳に達する年の年度末 まで）	消滅届 小川町こども医療 費受給資格証の返 還※受給者が転出 し、受給を継続す る場合には別居監 護申立書の提出が 必要	
		児童手当	小川町で児童手当を受給し ている方（満18歳に達す る年の年度末まで）	消滅届 ※児童のみ転出の 場合は別居監護申 立書の提出が必要	小川町ひとり親家庭等医療費受 給者証
		ひとり親家庭 等医療費	ひとり親家庭等医療費を受 給している方（満18歳に 達する年の年度末までのお 子さんを養育している母子 家庭・父子家庭の方）	消滅届 ひとり親家庭等医 療費受給者証の返 還	
		児童扶養手当	児童扶養手当を受給してい る方（県外、県内市区町村 へ転出）	転出届 ※児童のみ転出の 方は別居監護申立 書の提出が必要	
		特別児童扶養 手当	特別児童扶養手当を受給し ている方（県外へ転出）	転出届 ※児童のみ転出の 方は別居監護申立 書の提出が必要	

小川町子育て総合センターココット/子育て支援課 0493-81-6181

《 庁舎外 》

課名	手続き 場所	項目	手続き対象者	手続き内容 注意事項	手続きに必要な持ち物
長生き 支援課	パトリ アおが わ	介護保険	介護保険被保険者証をお持ちの方で介護福祉施設等に 転出する方	介護保険住所地特 例適用届	後日、書類を郵送します。

埼玉県比企郡小川町大字腰越 618 番地/小川町総合福祉センター(パトリアおがわ)/

長生き支援課 0493-74-2323

《 庁舎外 》

課名	手続き 場所	項目	手続き対象者	手続き内容 注意事項	手続きに必要な持ち物
生涯 学習課	図書館	利用手続き	転出後も引続き小川町立図書館を利用する方	新しい住所・連絡 先の登録	新しい住所が確認できるもの 本人確認書類（免許証など）

埼玉県比企郡小川町大字大塚99番地1/小川町立図書館 0493-72-5965

その他手続き メモ欄